厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業)

分担研究報告書

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究 補装具費支給判定スキル向上のための対策 一身体障害者更生相談所の課題整理 —

研究分担者 根岸 和諭 国立障害者リハビリテーションセンター 学院

研究要旨

現在、日本で実施されている補装具費支給制度については性質上、日本全国一律の判断基準が望まれている。しかしその実態としては地域差や判定者の経験によって補装具費支給の基準が一律ではない。その原因に挙げられるものとして、更生相談所の職員の判定スキルレベルの全国的なバラつきがある。これは人事異動などでの経験不足などにも原因があると考えられる。そこで、他分担研究では更生相談所に対してアンケート調査を実施し、その課題を明らかにしようとしているところである。しかしそのアンケート結果から窺えることは、あくまで更生相談所が認識している課題であることから、他の視点から見ると認識の相違があることが考えられる。

よって本研究では更生相談所にて業務を行っている義肢装具士に対してアンケート調査を行うことにより、義肢装具士の立場からみた更生相談所の課題を第3者的な視点から明らかにすることである。そしてその調査結果と、他分担研究の更生相談所への調査結果を合わせて分析することにより、更生相談所に対して本当に必要な判定のスキルアップ向上のための提言をすることが可能になる。

また近年、より盛んになっている試用評価について、多機能・高額な製品が数多く登場するなど、判定の際に試用評価が必須になっている場面は以前に比較して増加していると考えられる。しかし現在ではその法的根拠がないことから、たとえ試用評価を行ったとしても補装具費の支給対象とはなっておらず、その実施方法もまちまちである。これについても義肢装具士にアンケート調査を行うことにより、その実態把握が可能である。

A. 研究目的

義肢装具士の立場から見た更生相談所の課題を明らかにし、本当に必要なスキルアップ項目を提言することである。また同時に試用評価の実態についても把握することである。

B. 研究方法

職能団体である(公社)日本義肢装具士協会の協力 を仰ぎ、会員の義肢装具士(2,386名)に対してア ンケート調査を行い、その実態を把握する。

調査の方法は定量調査とし、質問用紙を全正会員に 送付、記入後に郵便もしくはメール添付にて回答す る方法とした。

(倫理面への配慮)

調査対象の義肢装具士の個人及び所属が判別できないようにし、結果として個別の更生相談所名が判別できないように倫理面に配慮した。また、利益相反に関係する事項はない。

C. 研究結果

発送数 2,381 件に対して郵送 676 件、メール 29 件の計 705 件の回答が得られた(回収率 29.6%)。

経験年数としては10年以上の義肢装具士が66%、 所属先は約90%が民間の義肢装具製作会社であった。

製作修理に携わっている種目は義肢 86.4%、装具 93.4%、座位保持装置 14.6%、電動車椅子 18.8%で、 最近 3 年間に判定に関わった義肢装具士は 62.9%で あった。 判定所に呼ばれるかの質問に対して種目によって ばらつきはあるが、義肢 86.4%、装具 70.3%、座位保 持装置 82.3%、電動車椅子 92.5%の義肢装具士が呼ば れており、そのうち義肢 79.5%、装具 82.8%、座位保 持装置 86.3%、電動車椅子 77.0%が立会い時に意見を 求められている。

各種目とも立会いを求められる場合は新規製作が 一番多い結果となり、基本構造(形式)変更、パー ツの種類変更、パーツの交換の順になった。

立会いの時期については処方時が最も多く、次いで納品、仮合せの順となった。

試用評価について、行っているかどうかは義肢 56.5%、装具39.2%、座位保持装置8.4%、電動車椅子 10.2%で行っていると答え、そのうち直近3年間で義 肢36.9%、装具41.1%、座位保持装置50.9%、電動車 いす39.1%で増加したと答えた。

試用評価の際いくつくらいのパーツを試すかという設問について、義肢・装具・座位保持装置については2~3個が最も多く、電動車いすのみ1個という回答が最も多かった。また試用評価を行うことにより納期に影響が出るかについてはあると答えた義肢装具士が92.4%であった。

試用評価を行う指示(希望)について、義肢・装具ではその他が最も多く、次いで利用者およびその家族、担当義肢装具士、更生相談所の順となった。また座位保持装置・電動車椅子では利用者およびその家族が最も多く、次いでその他、更生相談所、担当義肢装具士の順となった。

試用評価の時期について、初回判定前(処方前) 37.4%が最も多く、ついで初回判定後(処方後)12.3%、 その他7%、適合判定後(仮合せ時)4.1%、の順になった。

試用評価を用意するのは誰かの設問についてはすべての種目について90%程度が担当義肢装具士という結果になった。

試用評価用のパーツのレンタルについてのコストは、無償レンタル及び所属先所有というものが各種目とも大部分を占めていた。しかし座位保持装置と電動車いすについては有償レンタルとの回答も多く有った。

そして使用パーツを手に入れるための送料などのコストについて、義肢・装具・電動車椅子については所属先が全額負担とした義肢装具士が最も多く、次いで所属先とメーカーとの折半、メーカー負担、その他の順となった。座位保持装置は所属先とメーカーとの折半が最も多く、次いで所属先が全額負担、メーカー負担、その他の順となった。

自由記述である「問4あなたは更生相談所の判定 及び試用評価に関して期待することはありますか」 についてはそれぞれ多くの義肢装具士が記入し、こ のアンケートへの期待が伺われた。

D. 考察

経験年数 10 年以上の 66%がありと答えており、取り扱い種目について、義肢:装具:座位保持装置:電動車いすは、5:5:1:1 の割合であった。

更生相談所に呼ばれるかについて、義肢と電動車 椅子はその他に比べて呼ばれる場合が多く、その理 由としては高額なパーツを使用する例が多いためと 考えられる。

そして意見を求められるかについて、求められるが大部分を占めるが、せっかく呼ばれていても意見を求められない割合が13%~23%存在する。これではせっかく呼ばれて行っても何をしに行っているかわからず、問4の自由記述欄にもそのような内容の記述が散見される。

問2-6立ち会う時期について、処方時が最も多いのは当然であるが、その後の仮合せ・納品での立会機会は処方時に比べて減少している。この結果だけを見ると予算に関わる(形式及びパーツ選択)部分は見るが、本当にその利用者に適合しているかを判定する機能(limb fitting center としての機能)は二の次になっているのではないか。同様に義肢装具士及び利用者側から見ると、何度も時間をかけて更生相談所に呼ばれるよりも、一回で事足りればそれに越したことがないという考えもある。しかし更生相談所の役割を考えた場合、パーツ選択を含む処方の結果をこれに関わった人(判定する側もされる側も)は最終確認する必要があるのではないか。

試用評価について、直近3年間で増加しているかどうかの回答として一番多いのは、"変わらない"というものであった。これは義肢装具士の置かれている状況を合わせて考えると、"以前からずっと行っているのでここ3年で急に変わったわけではない"と読み取るのが妥当であると考える。

また試用評価を行うパーツの個数に関して義肢・装具・座位保持装置において 2~3 個が一番多いことは、一番ふさわしいと考えたパーツとそれ以外の1~2 を比較対象として試していると考えられる。電動車いすの1個のみの試用評価が多い理由としては、一つ一つの部品が高額でサイズも大きく、そのため輸送コストも他の種目と比べ物にならないくらい高額になるため、簡単に試すことができないためと考える。

次に試用評価を行う指示(希望)はどこからかについて、多数を占める割合が各種目で最も多いのがその他であった。これは利用者が入所や入院している施設の医師(更生相談所の医師ではない)や、PT、OTといった、本来補装具費支給システムの中には存在していない立場の人からの依頼であった。勿論すべての種目に渡って更生相談所からの指示も1割強あり、「これとこれを試してみてください」と(簡単に)いわれていると思われる。

試用評価の行われる時期について最も多いのが更生相談所の処方前である。これは判定前の時期であり、更生相談所(医師)の介在する前の状態で行われている。その理由として更生相談所(市町村役所)側が初回判定時に見積もりの提出を要求しているため、このような"逆転現象"が生じており、また一度提出してしまった見積もりはなかなか変更を認めてくれないといった事情から更生相談所の処方前にきっちりと形式及び使用パーツを決めておかなければいけない状況が作り出されてしまっている。また判定時の時間的、手間の問題から本来判定時に行われるべき使用パーツ等のチェックを義肢装具士の他の時間を犠牲にして予めチェックさせているという見方もできる。

試用評価用のパーツの用意及びそのレンタル費用 について、パーツを更生相談所側で準備しているも のは少なく、その多くは義肢装具士がパーツメーカー協力の下に手に入れているか、もしくは所属先にある中古パーツ等を無償で提供しているのが現状である。ここで有償レンタルとしているものは送料などをコストとして考えて有償レンタルとしていると思われる。

無償レンタル及び所属先所有のパーツ使用による 試用評価であれば無料で行うことができ、義肢装具 士に対しても負担はないように思われるが、実際そ のパーツを手に入れる算段をつけるためパーツメー カーと患者との日程調整、実際の仮合わせ時間、そ してパーツを取り替える手間、そして場合によると そのままでは取り替えられず本体を加工しなければ ならない場合などが多々あり、ネジを緩めれば良い という簡単なものばかりではない。

また無償レンタルの試用評価用パーツを手に入れ

るにもどのように手に入れるかという問題がある。 現在のところパーツメーカーが着払いで義肢装具製 作施設に送付し、試用評価後に義肢装具製作施設が パーツメーカーに着払いで送付する、といった方法 (双方で一部負担) と、あとは取次店にもってきて もらい、試用評価後にもっていってもらうといった 方法(全額負担)、そして義肢装具製作施設が全額 負担するという方法があり、結果を見ると所属先が 全額負担と双方一部負担の方法が多いことがわかる。 いずれにしても義肢装具製作施設は全額もしくは 一部を負担しており、このコストを請求する先は現 行の補装具費支給システム上存在していないため、 結果として売上から経費として引かざるを得ず、試 用評価をすればするほど売上は減少していき、それ らのコストは義肢装具製作施設側が被っている。今 後補装具費支給システムの中で試用評価にかかるコ ストを解決する方策を構築することが急務である。 でないと利用者に合った補装具の支給体制の崩壊を 招きかねず、また仕事として補装具を取り扱う義肢 装具製作施設(会社)は減少するからである。作れ ば作っただけ赤字が出ることを民間の製作施設は行

うはずはないからである。

E. 結論

そもそも判定所に所属するスタッフのスキルアップを狙うのか、もしくは判定所のスキルアップを望むのかによって提言が変わってくる。

上記の結果から改善策の提示をするならば、

- ・判定時に義肢装具士の立会いを依頼すること。
- ・義肢装具製作施設の義肢装具士が判定に立会う 場合は検討の場に必ず同席させ、意見を求めること。
- ・更生相談所で行われる補装具等の判定について、 その道の医療専門職である義肢装具士が更生相談所 に在籍せず、他の専門性のないスタッフが判定に加 わっている現状でそのスキルアップを図るというこ とは本末転倒である。まずは補装具の医療専門職で ある義肢装具士を全国の各更生相談所に配置する。 その義肢装具士は、臨床は勿論であるが行政上特別 に訓練(講習)を受けた義肢装具士であることが望 ましい。例えば(公社)日本義肢装具士協会認定の 専門義肢装具士や、(一社)日本義肢装具学会認定 の日本義肢装具学会認定士、また国立障害者リハビ リテーションセンター学院主催で研修会を行うなど 現行の義肢装具士国家試験合格だけでなく、臨床経 験5年以上で受講資格が得られるような行政上の内 容に特化した講習会の受講(3~5日程度処方場面の 実技込み)を義務付けるべきである。

現在更生相談所で業務を行っているPT.OT.STといった医療専門職がどのような基準で採用されているかの調査は必要だが、少なくとも義肢装具士においてはそのような基準はない。今後更生相談所の機能改善・拡充する手がかりとなるのではないか。

今回の調査では全国の更生相談所で昔から行われている試用評価について、初めての調査といえる。 まだ不十分な調査ではあるがそこから見えてきたものがあるので以下に列挙する。

- ・試用評価にはパーツは無償でレンタルできるかもしれないが技術・入手するためのコストがかかるが無視されている。
- ・しかし他の職種から簡単に試用評価を行うように依頼される。
 - ・それは更生相談所の初回判定前が多く、評価し

て見積もりを提出しても判定所立会いで検討の場に 入れてもらえずに不許可にされ、意見も聞いてもら えない。

- ・結果として技術・入手コストのみがかかり、選択したパーツも許可にならない。そして現行のシステムではかかったコストを請求する先もない。
- ・その結果手間とコストばかりかかることは民間 の義肢装具製作施設(会社)は更生相談所で仕事を することをためらう結果となる。

F. 健康的危険情報

(総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

- 1. 論文発表 (なし)
- 2. 学会発表
- [1] 井村保、成田有吾、田中優司:脳神経内科医における補装具費支給意見書の作成状況に関する調査、第7回日本難病医療ネットワーク学会学術集会、2019(日本難病医療ネットワーク学会機関誌、7(1):106)
- [2] 井村保: 意思伝達装置の導入に関わる補装具処方の課題、第7回日本難病医療ネットワーク学会学術集会(コミュニケーションIT機器支援ワークショップ)、2019(日本難病医療ネットワーク学会機関誌、7(1):74)

H. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

- 1. 特許取得 (なし)
- 2. 実用新案登録 (なし)
- 3. その他 (なし)